

多摩区まちづくり庁内連絡会議要綱

(目的及び設置)

第1条 多摩区において参加と協働のまちづくりを推進・支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るために、関係各局及び区で情報共有と情報発信を進め、区内のまちづくりに関連する施策の連携を推進することを目的として、多摩区まちづくり庁内連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 多摩区におけるまちづくり施策に関すること
- (2) 関係各局及び多摩区における情報共有に関すること
- (3) 関係各局と多摩区が連携した効果的な情報発信に関すること
- (4) その他連絡会議が特に必要と認める事項に関すること

(構成)

第3条 会議の委員構成は、別表のとおり定める。

- 2 座長は、事案の内容により、本会議に関係局区職員を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 会議は、多摩区役所まちづくり推進部長を座長として置く。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

(招集)

第5条 会議は、座長が招集する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、多摩区役所まちづくり推進部企画課に設置する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表) 多摩区まちづくり庁内連絡会議 委員

所属・職
多摩区役所まちづくり推進部長
市民・こども局市民文化室担当課長
市民・こども局岡本太郎美術館副館長
経済労働局産業振興部商業観光課長
経済労働局産業振興部商業観光課担当課長
まちづくり局総務部企画課長
まちづくり局登戸区画整理事務所担当課長
建設緑政局生田緑地整備事務所長
教育委員会日本民家園園長
教育委員会青少年科学館館長
多摩区役所まちづくり推進部企画課長
多摩区役所まちづくり推進部地域振興課長